

有田市告示第2号

令和6・7年度において有田市の発注する建設工事及び建設工事に係る設計、監理、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務等（以下「建設工事等」という。）の一般競争（指名競争）入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格、その基本となるべき事項及び申請の時期並びに方法等を次のとおり定める。

令和6年1月19日

有田市長 望月良男

（資格の基本となる事項）

1 申請の資格に係る基本となる事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 希望する業種に応じた関係法令等に基づく許可又は、登録を受けた者であること。
 - ① 建設工事を希望する者
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可
 - イ 国土交通大臣又は都道府県知事における経営事項審査を受けていること（建設業法第27条の23）
 - ② 測量を希望する者
測量法（昭和24年法律第188条）第55条の5の規定による測量業務の登録
 - ③ 建築工事の設計、監理を希望する者
建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定による建築士事務所の登録
 - ④ 建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望する者
各登録規定（建設コンサルタント登録規定、地質調査業者登録規定、補償コンサルタント登録規定）に基づく登録
- (4) 国税及び地方税を完納していること。

(申請方法及び受付期間等)

2 申請の方法、受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

(1) 申請の方法

申請については、電子申請とする。

添付書類については、直接持参又は郵送（当日消印有効）

(2) 受付期間

令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで

月曜日～金曜日、午前8時30分から正午まで

午後1時から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。）

(3) 受付場所

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

有田市役所経営管理部総務課管財係

電話 0737-22-3750

(申請の書式及び提出部数等)

3 申請の書式、添付書類及び提出部数は次のとおりとする。

(1) 書式及び添付書類

① 建設工事

ア 市内に主たる営業所を有する者（市内業者）

和歌山県様式又は国土交通省様式に準ずる

イ 市外に主たる営業所を有する者（市外業者）

国土交通省様式に準ずる

② 測量、建築設計、建設コンサルタント

ア 市内に主たる営業所を有する者（市内業者）

国土交通省様式に準ずる

イ 市外に主たる営業所を有する者（市外業者）

国土交通省様式に準ずる

(2) 提出部数 参加を希望する部門毎に1部

(3) 有効期限 令和6年4月1日から令和8年3月31日

(4) その他

① 申請書類は、1部ずつA4判ファイル（色指定なし）に綴じて提出のこと。

② 申請に際しては、別紙「提出書類一覧」を参照のこと。